

## 7 今後の課題

本業務において、東日本大震災の災害状況の整理、災害対応の整理、「石巻市災害対応マニュアル（暫定版）」の作成を行った。

今後、石巻市の防災体制を再整理していくうえで、現状で考えうる課題をあげると次のとおりとなる。

### 7.1 地域防災計画の改訂

東日本大震災における教訓や地域の自然、社会状況の変化、防災設備の被害と復旧を踏まえて、今後、石巻市地域防災計画を改定する必要がある。

なお、東日本大震災では災害の規模が大きく、救助活動及び今後の復旧復興活動には多数の関係機関が関与していくこととなるため、石巻市地域防災計画の見直しに当たっては、これらの関係機関との調整を十分に行うとともに、市民、地域の意見を取り入れていく必要がある。

改訂においては、整合を考慮すべき関係機関の計画として、主なものは次のとおりとなる。

#### (1)国等

防災基本計画

地震の長期予測（地震調査研究推進本部）

北上川河川氾濫想定（北上川下流河川事務所）

#### (2)宮城県

宮城県地域防災計画

宮城県地震被害想定

#### (3)石巻市

復興計画

津波防災まちづくりに関する法律及び関連する計画（津波まちづくり推進計画等）

その他

### 7.2 被害想定の見直し

東日本大震災の原因となった東北地方太平洋沖地震はマグニチュード9という極めて規模の大きい地震であった。その影響で今後地域の地震の発生機構に変化が生じている。

宮城県、石巻市では従来から宮城県沖地震を想定地震、想定津波として防災計画を策定し、各種防災事業を進めてきた。

今後は、国、県を初めとした各機関での調査、研究、予測が発表される見込みであり、これらを踏まえて、石巻市の防災の前提となる想定現象、被害想定を見直していく必要がある。

### 7.3 避難所、防災拠点の再整理

前章において、避難所の配備状況について検討を行い、東日本大震災以前の状況において、一部避難困難な地域があることが確認できた。

ただし、今後、津波による被害が甚大であった沿岸部においては高台への移転など、住居の移転が行われる見込みである。今後は、住居の移転状況などを踏まえて、数値地図などの最新の情報が整理された段階において、再度避難所の配置および避難目標地点の設定などの検討、避難体制の見直しを行っていく必要がある。

また、想定する現象（地震、津波、洪水など）が国、県などにより見直され、石巻市域の災害予測、被害想定がなされた段階において、避難所のみならず防災拠点についても災害危険区域内での立地や耐震性、収容能力などを検討し、問題、課題などが確認された場合には、適宜改善していく必要がある。

#### 7.4 防災訓練（広域、関係機関、地域・企業、通信）

石巻市においては、防災訓練を行ってきた。しかしながら東日本大震災では想定を超える災害となり、防災訓練どおりの災害対応が困難となった部分もあった。

今後は、防災訓練においても、想定する災害状況、救助活動の条件（通信手段、交通手段の喪失、人員の不足など）を東日本大震災の教訓を踏まえて変更、改良していくことが必要となる。

#### 7.5 減災計画

石巻市域では既に復興計画が策定、実施され、災害に強いまちづくりが進みつつある。

今後は、復興計画には盛り込まれていない減災施策も含め、想定する災害に対する減災目標を設定した減災計画を策定し、被害の軽減に取り組んでいく必要がある。

減災計画の内容として設定すべきことは概ね次のとおり。

想定現象と想定被害量の設定（地震等による建物被害、人的被害の量など）

減災施策の設定（耐震化、不燃化、防災訓練、ハザードマップの配布など）

減災目標と進行計画（計画期間の設定、計画期間中の減災量の設定など）

#### 7.6 事業継続計画

東日本大震災では、被害が極めて大きかったため、通常業務の一部を停止し、人命救助、被災者の救援を最優先とした。

しかしながら、災害対応の中には、要介護者の介護、し尿処理など災害という過酷な状況のなかでも継続しなければならない業務があったが、これらの業務についても継続することが困難、または限定せざるを得ないものも多かった。

今後は、平常時に行う業務の中から、災害時においても継続する必要がある業務の抽出や、災害時における実施基準、代替方法の検討などを整理した、石巻市（行政）の事業継続計画を策定しておくことが望ましい。

## 7.7 災害時要援護者支援計画

東日本大震災においては、多くの高齢者が犠牲となった。また、災害が極めて大きかったため、長期の避難生活を余儀なくされた高齢者、障害者等には生活において多大な不便があっただけでなく、生活環境の変化にともない、介護レベルがあがるなどの問題が発生した。

今後は、東日本大震災の教訓を踏まえて、災害時要援護者に対する避難時の支援のあり方、安否確認の手順、避難所での災害時要援護者への支援方法などを再検討し、見直していくことが必要となる。

## 7.8 避難所運営マニュアル

東日本大震災では多数の避難者が発生し、避難所の運営に混乱が発生し、その教訓を踏まえた改善策が提案されている。

今後は、これらの改善策や要望を踏まえて、避難所運営マニュアルを改訂していく必要がある。

また、提案された改善点、要望のいくつかは、既に地域防災計画等において手順が定められているものもあり、マニュアルの周知、徹底に訓練などを通じて継続的に努めていくことも必要となる。